

報告事項 1

令和元年度とくしま教育の日（教育週間）実施事業について

教育政策課

令和元年度とくしま教育の日（教育週間）実施事業について

実施予定の事業数は、全体で1,003事業となっており、その主催団体別及び事業区分別の内訳は、次のとおりです。

（1）主催団体別内訳

①県・県教育委員会	199事業 (教 22・関 177)
②県立学校	140事業 (教 32・関 108)
③市町村・市町村教育委員会	550事業 (教 117・関 433)
④関係団体	42事業 (教 7・関 35)
⑤私立学校	17事業 (教 2・関 15)
⑥その他（複数）	55事業 (教 14・関 41)
計	1,003事業 (教 194・関 809)

（2）事業区分別内訳

①オープンスクール	313事業 (教 92・関 221)
②文化・芸術	195事業 (教 40・関 155)
③スポーツ・健康	99事業 (教 5・関 94)
④子育て・地域社会・生涯学習等	185事業 (教 22・関 163)
⑤環境活動	13事業 (教 2・関 11)
⑥国際関係	6事業 (教 0・関 6)
⑦人権・福祉	67事業 (教 16・関 51)
⑧科学・産業等	8事業 (教 0・関 8)
⑨野外活動	50事業 (教 8・関 42)
⑩学園祭	55事業 (教 7・関 48)
⑪学校教育・教育行政全般	12事業 (教 2・関 10)
計	1,003事業 (教 194・関 809)

※教 教育週間事業：教育週間(11月1日から7日)に実施予定の事業

※関 関連事業：教育週間に前後する期間(教育週間を除く10・11月)に実施予定の事業

令和元年度とくしま教育の日（教育週間）関連事業の概要

【徳島県教育委員会 主催事業】

○まなびの丘フェスティバル2019 (11/1, 11/3 総合教育センター)

体験学習、講演会、発表会、展示等の諸行事を通して、県民のまなびを支援し、地域社会との交流を促す。徳島県立総合大学校奨励賞交付式及び記念講演も開催する。

○特別陳列「博物館60周年記念展とくしまタイムトラベル～過去・現在・未来～」

(10/5～11/11 徳島県立博物館 企画展示室)

文化の森開園30周年のイベントとして開催する。1,950年代以降の徳島の歴史や世相の変化と照らし合わせ、「県民の博物館」の歩みを振り返り、それらを紹介する。

○第38回徳島県高等学校総合文化祭

(11/2～17 新町周辺(オープニングパレード)・あわぎんホール・城東高校)

徳島県高等学校文化連盟に加盟する、各部門の部活動生徒が集い、演奏披露や作品展示など芸術文化活動の成果を発表し交流する。

○第5回徳島県中学校総合文化祭中央大会

(11/17・11/22～11/24 徳島県立近代美術館・博物館ほか)

徳島県中学校文化連盟に加盟する、各学校の生徒が集い、舞台発表や作品展示など芸術文化活動の成果を発表し交流する。

○全国高等学校ビブリオバトル2019徳島県大会 (10/27 総合教育センター)

○第3回中学・高校・大学生『書評合戦』 (11/24 総合教育センター)

「人を通して本を知る・本を通して人を知る」というコンセプトのもと、参加者全員による書評合戦「ビブリオバトル」を通して、読書活動の魅力を伝える。

○高校生産業教育展

(11/9 イオンモール徳島)

専門学科等で学ぶ高校生が、日頃の学習成果を紹介し、学校独自の特色ある教育活動と産業教育の魅力を広く県民にアピールする。

○親子で学ぶ わくわくイングリッシュデイ

(10/19, 10/26 鳴門教育大学)

(11/16 鳴門市旧島田小学校)

小学校外国語教育の早期化を受け、小学校3、4年生児童と保護者が一緒に英語に触れる機会を提供し、児童が意欲的に英語を学ぼうとする態度を養うとともに保護者が外国語教育について理解を深める機会とする。

【県立学校 主催事業】

- オープンスクール（公開授業等）
- 学校祭・体育祭
- 講演会
- ボランティア活動など

【市町村・市町村教育委員会 主催事業】

- オープンスクール（公開授業等）
- 文化祭、体育祭等の学校行事の開催など
- 人権学習
- 地域社会における交流・生涯学習関連事業の実施
　町民祭、三世代交流会、学校・地域・消防合同の防災訓練など
- 文化・芸術関連事業の実施
　音楽鑑賞、文化財まつりなど
- スポーツ大会等の実施
- 野外活動、環境活動

【関係団体 主催事業】

- 公民館
 - ・人権学習会
 - ・英会話教室や音楽・絵画教室等の文化的講座
 - ・阿波踊り体操教室やスポーツ教室等の体育的講座 など
- 図書館
 - ・絵本等の読み聞かせ会や各種お話し など
- 各種教育関係団体
 - ・親子ふれあいフォーラムや人権教育研究大会
 - ・運動会やウォーキング大会
 - ・各種フェスティバル など

【私立学校 主催事業】

- オープンスクール（公開授業等）
- 講演会、作品展など

Since
2004



月 日は



とくしま教育の日

徳島県では、県民の皆様に教育について考え、ご理解を深めていただくためのきっかけの日となるよう、11月1日を「とくしま教育の日」と定めています。

この機会に、教育関連イベントに参加し、これから の徳島の教育について考えてみませんか？

口ケットのように上昇する鉛筆は、未来への希望を、三色の交わりあつた輪は、**学校・家庭・地域**が一体となって徳島の教育の充実と発展に取り組むという思いを表現しています。



本県教育この15年間の歩みはこちらから（動画）

お問合せ先：徳島県教育委員会事務局教育政策課 電話 088-621-3115

「とくしま教育の日」 関連イベントに ぜひご参加ください！

第5回徳島県 中学校総合文化祭 文化の森総合公園（徳島市八万町）

- 次代の「あわ文化」の担い手となる、中学生たちの豊かでみずみずしい感性と創造力を感じて！
- 小倉百人一首競技かるた大会 博物館
11月17日(日) 9時30分～17時
 - ふれあいワークショップ 近代美術館
11月17日(日) 13時30分～16時30分
 - 生徒作品展 近代美術館、21世紀館
11月22日(金)～24日(日) 9時30分～17時
 - 表彰式・舞台発表 すだちくん森のシアター
11月24日(日) 13時30分～16時



まなびの丘 フェスティバル

11月3日(日) 9時30分～16時

県立総合教育センター（板野町犬伏）

親子で楽しめる体験講座やゲームがいっぱい！

- 工作・実験・おやつ作り・体験講座など
- 高校生が育てた野菜を販売
- 講演会 13時30分～15時40分
「幸せな学校を創るために
～アドラー心理学からの提言～」

各学校・各市町村もイベントを開催しています。

- ・オープンスクール（公開授業）
- ・講演会、フェスティバル、公民館祭り など
ご家族でお近くのイベントに参加してみませんか？

博物館60周年記念展

とくしま タイムトラベル 一過去・現在・未来一

10月5日(土)～11月10日(日)
※10/7、15、21、28、11/5 休館

県立博物館（徳島市八万町）

県民の寄付からスタートした、
60年の歩みを振り返りながら
あの頃に想いを馳せて…



「書評合戦」

- 高校生大会 10月27日(日)
- 第3回中学・高校・大学生大会
11月24日(日)

県立総合教育センター（板野町犬伏）

どちらも13時30分～16時30分

～人を通して本を知る、本を通して人を知る～

発表者が「おすすめ本」を紹介！
「どの本が一番読みたくなかったか？」を投票し、
チャンプ本を決定するビブリオバトル！

徳島発！新次元の消費者教育

とくしまの教育が丸わかり！

エシカル甲子園2019

12月27日(金)
グランヴィリオホテル
エシカル消費の推進に取り組む全国の高校生が、その取組事例を発表します。

あわ(OUR)教育発表会

12月25日(水)
県立総合教育センター
特色ある教育活動の成果を、学校・園等が紹介します。皆様の参加をお待ちしています。

県民の皆さまが参加できる、10月～11月のイベントをホームページで公開しています。

HP

新たな徳島教育大綱
が策定されました！

教育
大綱

令和元年度とくしま教育の日（教育週間）の広報について

各団体において、次のとおり広報活動を実施する。

実施団体	媒体名・内容
県教育委員会	とくしま教育の日広報チラシ＜新規＞ とくしま教育の日懸垂幕 とくしま教育の日広報パネル とくしま教育の日ホームページ LINEによる発信 県教育委員会ホームページ マスコミへの情報提供 県広報紙等の活用 教育通信ふれあい広場（公立小中高特別支援学校の保護者向け広報紙）にて、とくしま教育の日の特集記事 県内ケーブルテレビ各社への情報提供
県立高校	各学校のホームページへの掲載 パンフレット・ポスターの作成、配布 各種文書を活用した、とくしま教育の日の周知
市町村・市町村教育委員会	各市町村のホームページへの掲載 各市町村の広報誌への掲載
各団体	各団体のホームページへの掲載 パンフレット・ポスターの作成、配布

とくしま教育の日を定める条例（平成十六年三月二十一日徳島県条例第二十五号）

（趣旨）

第一条 県民の教育に対する理解を深めることもとに、学校教育及び社会教育の振興の気運を醸成し、その充実と発展を図るため、とくしま教育の日を設ける。

（とくしま教育の日）

第二条 とくしま教育の日は、十一月一日とする。

（とくしま教育週間）

第三条 第一条の趣旨にやさわしい取組を行う期間として、十一月一日から同月七日までをとくしま教育週間とする。

（事業等）

第四条 県は、とくしま教育週間ににおいて、第一条の趣旨にやさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に、とくしま教育週間を中心として、第一条の趣旨にやさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。

3 県は、前二項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成十六年三月二十一日施行）